

平成 25 年 12 月 25 日

ペットフード用肉骨粉等の取扱いの見直し

1. 現状及び課題

(1) ペットフード用肉骨粉等（肉骨粉、臓器粉ほか）の原料は、BSE 対策の一環として、豚・馬、家きん及び海産哺乳動物のみに由来する残さ等を使用し、反すう動物に由来するたん白質を使用しないよう、レンドリング業者及びペットフード製造業者等の関係者に対して指導通知を発出。

（ 当時は、反すう動物に由来するたん白質を含んだペットフード用肉骨粉等が、万が一も反すう動物用の飼料に誤用、流用されないようにすることを意図して措置。 ）

(2) 魚や家畜以外の非反すう哺乳動物（イノブタ、兎等）については、BSE 発生リスクが高くなるおそれはないが、通知を発出した際には、ペットフード用肉骨粉等の原料として想定されていなかったため含めておらず、現状では使用できない状況。

(3) 現行の通知上は、使用が認められていない魚等がペットフード用肉骨粉等に混入した場合には、当該肉骨粉等が使用できなくなってしまうおそれがあり、通知を改正する必要。

2. 今後の対応方向（案）

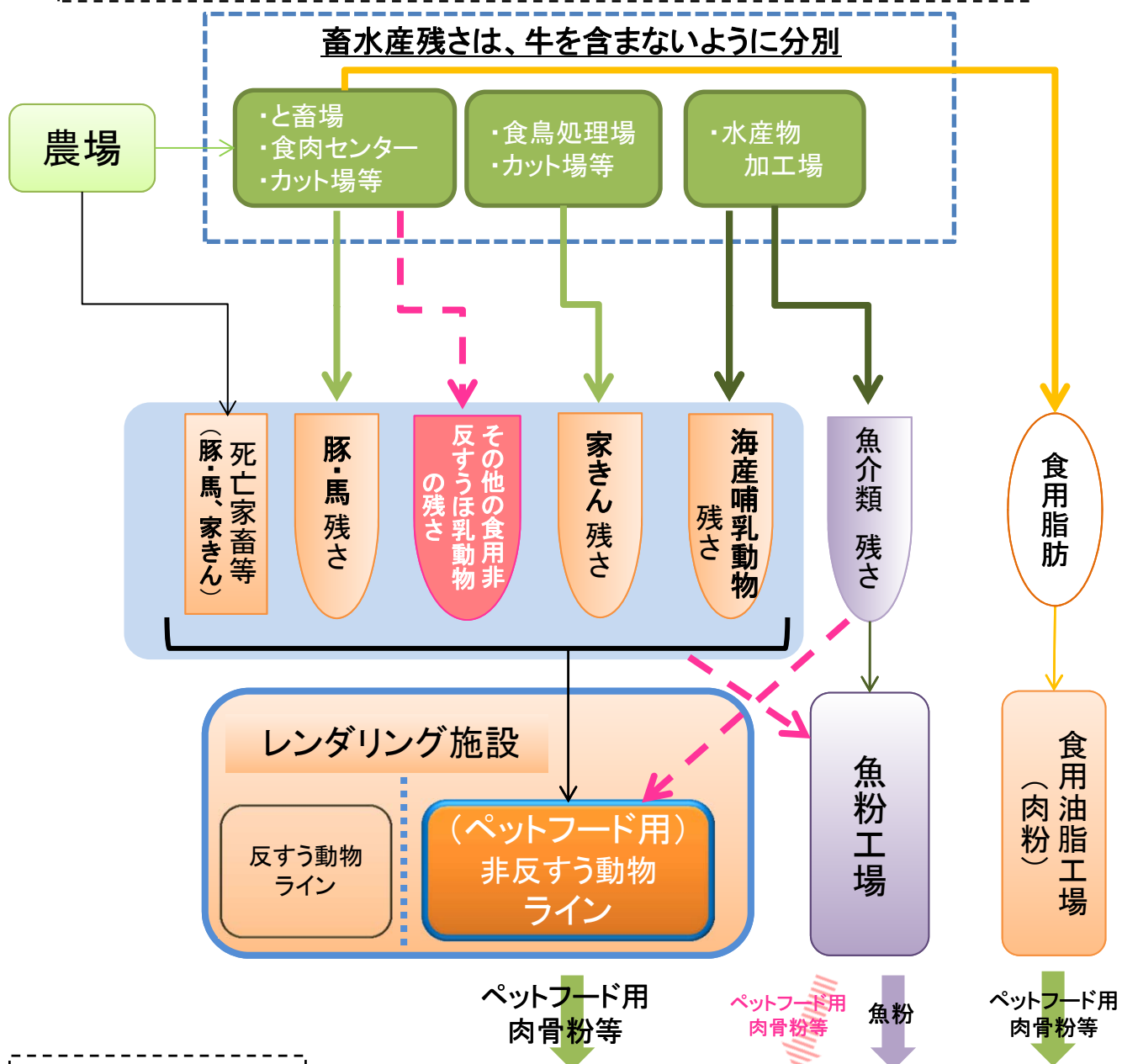
(1) 使用が認められていない魚等は、BSE 伝播のおそれがなく、これらの残さ等をペットフード用肉骨粉等の原料として使用することは BSE 対策上問題がないことから、ペットフード用肉骨粉等の原料の範囲に追加する。

(2) また、非反すう哺乳動物については、カッター場等において反すう動物との原料の分別管理が確実に行える 食用のものに限定する。

ペットフード用肉骨粉等の取扱い

【使用可能な動物種と収集先】（下線部を新たに追加）

- ・家きん（農場、食鳥処理場、カット場等）
- ・豚（農場、と畜場、カット場等） ※ 豚胎盤（農場）を追加
- ・馬（農場、と畜場、カット場等）
- ・海産哺乳動物（鯨体処理場、水産物産地市場、水産加工業を営む者）
- ・その他の食用非反すう哺乳動物（カット場等）
- ・魚介類（水産物産地市場、水産加工業を営む者）



※ **->** は、
新たな追加部分



袋詰めの状態出荷



消費者